

仕様書

1 件名

建設業安全衛生教育センター 給湯用ボイラー更新工事

2 施工場所等

名称： 建設業安全衛生教育センター

住所等： 〒285-0003 佐倉市飯野 852

連絡先： 043-486-1321

担当職員： 管理課長 竹沢（たけざわ）

監督職員： 千葉労働局 総務部総務課 会計第三係長 野口（のぐち）

住所等： 〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階

連絡先： 043-221-4311

3 施工時期

令和8年2月27日（金曜日）まで

機械室内での給湯用ボイラー更新工事は、令和7年12月12日から令和8年1月22日までの間に完了すること。

4 工事概要

建設業安全衛生教育センター第1号館 1階機械室内の給湯用ボイラー更新時期が経過しているため、バコティンヒーター、感震器、貯湯タンク、循環ポンプの交換等を行い、正常作動が可能な状態にすること。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

(1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。

- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後は関係法令等に基づき必要に応じて、石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。なお、石綿の使用が認められた場合には必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。
- (7) 施工可能日は、平日午前9時から午後5時までとする。ただし、建設業安全衛生教育センター担当職員の下承を得た場合はこの限りではない。

7 仕様等

- (1) 建設業安全衛生教育センター第1号館 1階機械室内の給湯用ボイラー更新時期が経過しているため、バコティンヒーター、感震器、貯湯タンク、循環ポンプの交換等を行い、正常作動が可能な状態にすること。

【参考商品】

対象装置

- ①バコティンヒーター 2回路 A重油焚・・・1台

形式：KSAN-400BH

伝熱面積：465Kw

最高使用圧力：0.49Mpa

燃料消費量：44.6Kg

電源：三相200V 50Hz

仕様：遠隔発停基盤組込

- ②感震器・・・1個

- ③貯湯タンク TS-V70C・・・1台

容量：7000L

材質：SUS444

- ④循環ポンプ 25LPS5.25・・・1個

- ⑤循環ポンプ 32LPS5.25・・・1個

対象工事

- ①撤去搬出工事・・・1式

バコティンヒーター 1基

貯湯タンク 1基

機器タンク周辺配管

- ②搬入据付工事・・・1式

- バコティンヒーター 1基
- 貯湯タンク 1基
- 機器タンク周辺配管
- ③配管接続工事・・・1式
 - 機器及び貯湯タンク周辺配管工事
 - 継手管財一式
- ④排気筒工事・・・1式
 - ボイラーから集合煙道まで接続
 - 搬出入のため、集合煙道一部取り外し復旧
 - 排気筒部材一式
- ⑤電気工事・・・1式
 - 電源配線、信号線の取外し復旧
- ⑥保温工事・・・1式
 - 新設配管保温工事
 - 既設煙道保温復旧

- (2) 施工後は、試運転調整等により正常作動することを確認すること。
- (3) 据付調整後の故障発生時アフターサービスの依頼があった際は、速やかに対応を図ること。
- (4) 施工後の不具合に関しては、当該工事の影響を鑑みて、施工業者の責任をもって原因等を調査し報告すること。
- (5) 調達物品の無償保証期間は、納入から1年とする。
- (6) 器物の取扱いには十分注意し、事故又は過失等により損傷した場合は補償するものとする。
- (7) 工事の際は十分に点検・調整を行い、使用者に説明した後、引渡すものとする。

8 留意事項

- (1) 契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない（守秘義務）。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。
なお、確認の際は事前に「2」の現場担当者へ連絡し、承諾を得ること。
- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する

場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。

- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

10 支払い・その他

- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認められたときは、遅滞料を徴した上で作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認められたときはこの限りではない。
- (5) 仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、11契約担当者まで問合わせること。

1 1 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河 (かみかわ)

〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 2 階

TEL 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp

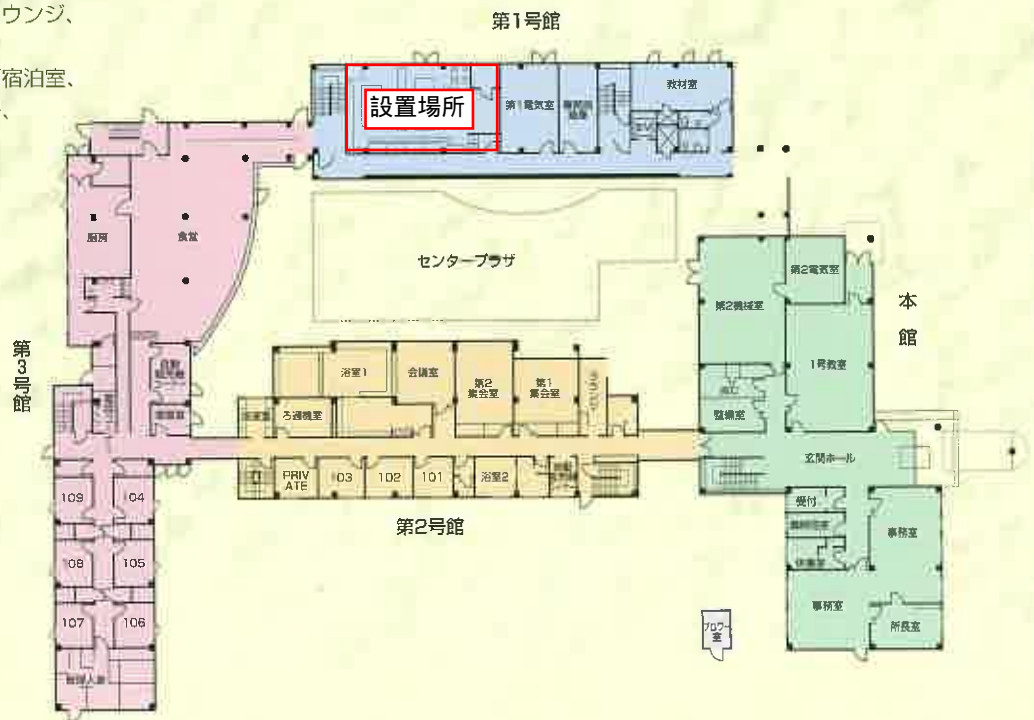
建設業安全衛生教育センター

配置図

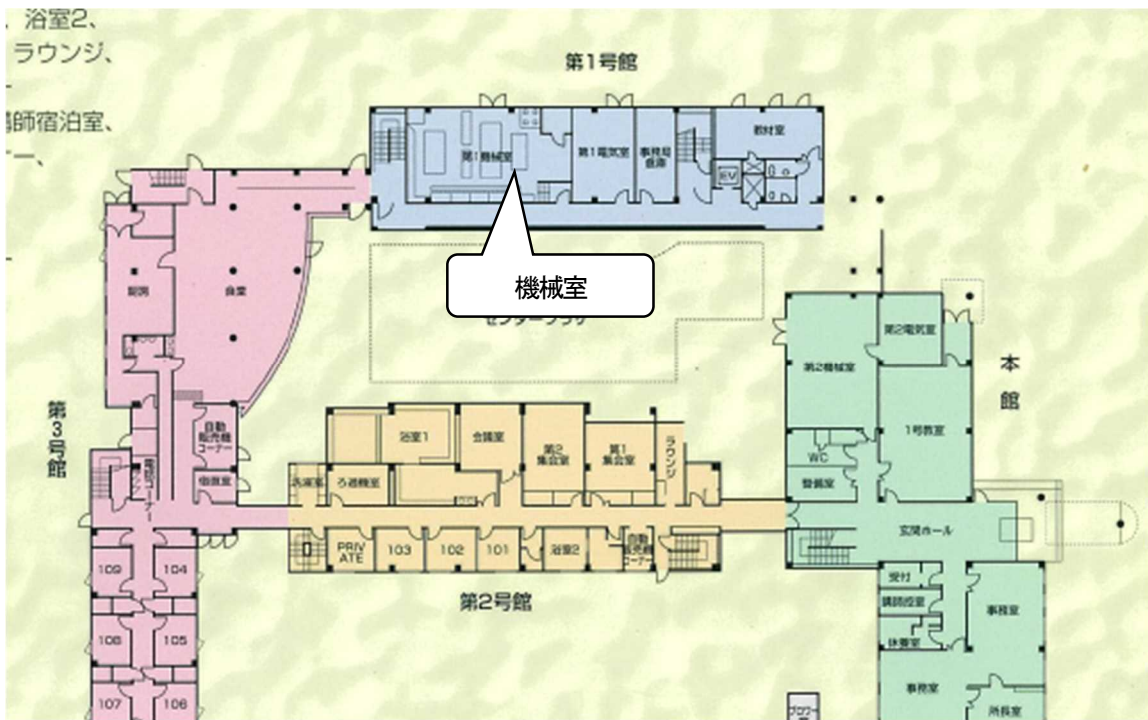


1階平面図

- ・本館 1号教室（収容人数 30人）
事務室、受付、講師控室、休憩室、
整備室、第2電気室、第2機械室
- ・第1号館 教材室、第1電気室、第1機械室、
事務局倉庫
- ・第2号館 会議室、講師宿泊室、第1集会室、
第2集会室、浴室1、浴室2、
ろ過機室、洗濯室、ラウンジ、
自動販売機コーナー
- ・第3号館 管理人室、食堂、講師宿泊室、
宿直室、電話コーナー、
厨房、食品庫、
厨房休憩室、
自動販売機コーナー



建設業安全衛生教育センター
1号館1階機械室内 給湯用ボイラー更新工事



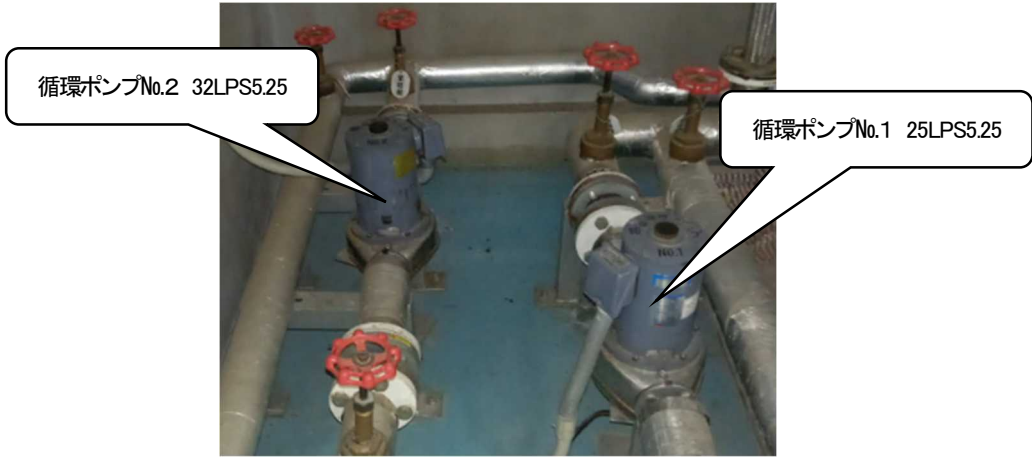
給湯ボイラー バグティンヒーター



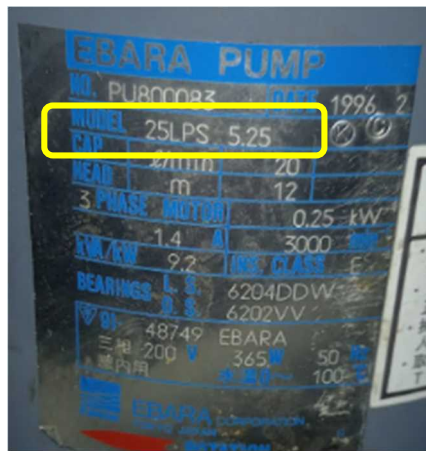
貯湯槽 (貯湯タンク) (=ストレージタンク)



感震器



循環ポンプNo.1



循環ポンプNo.2



排気筒工事



排気筒 (シルバー筒部分)

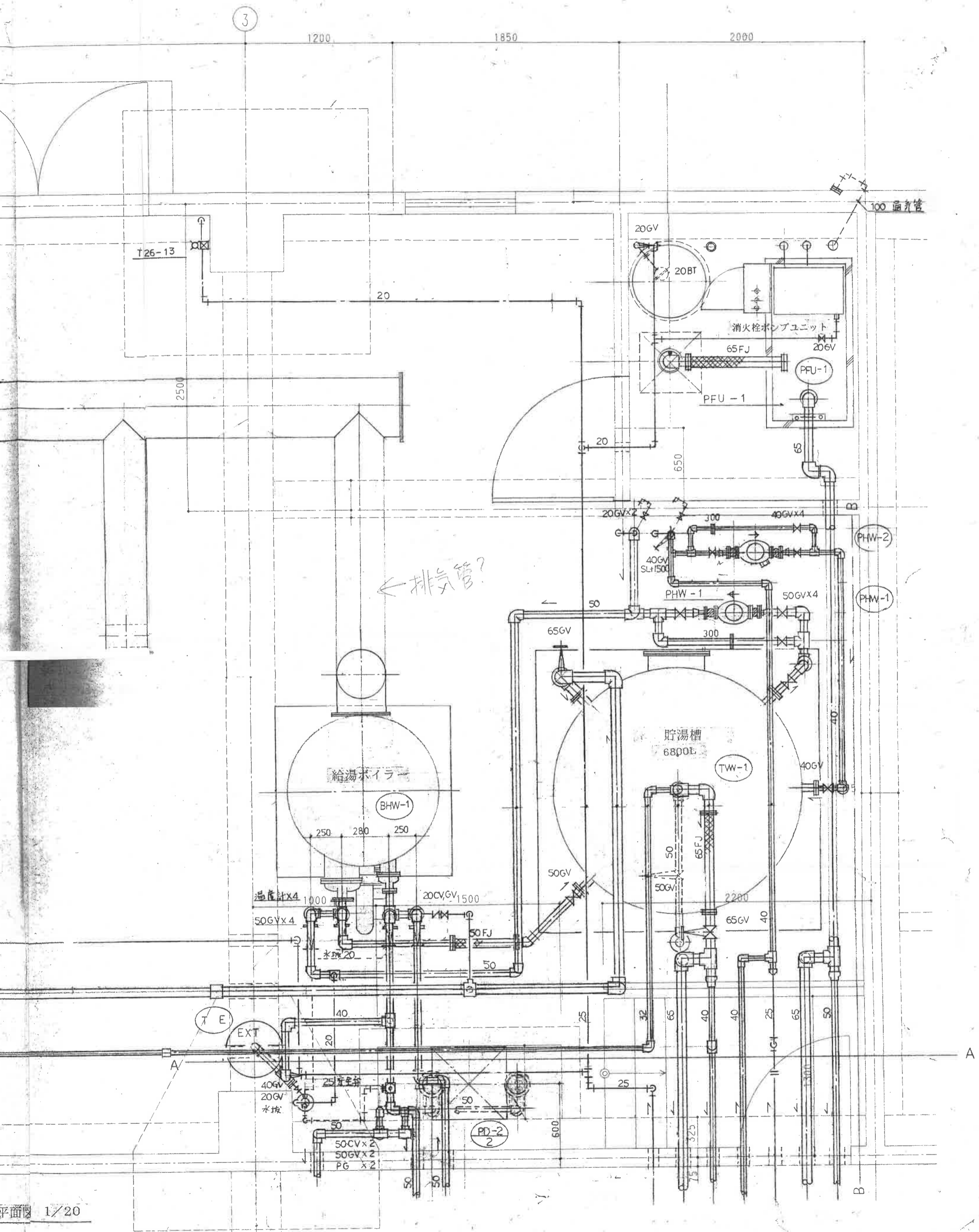
排気筒 ボイラーから集合煙道までとは、上記画像の本体接合部から下記画像のココまで



電気工事

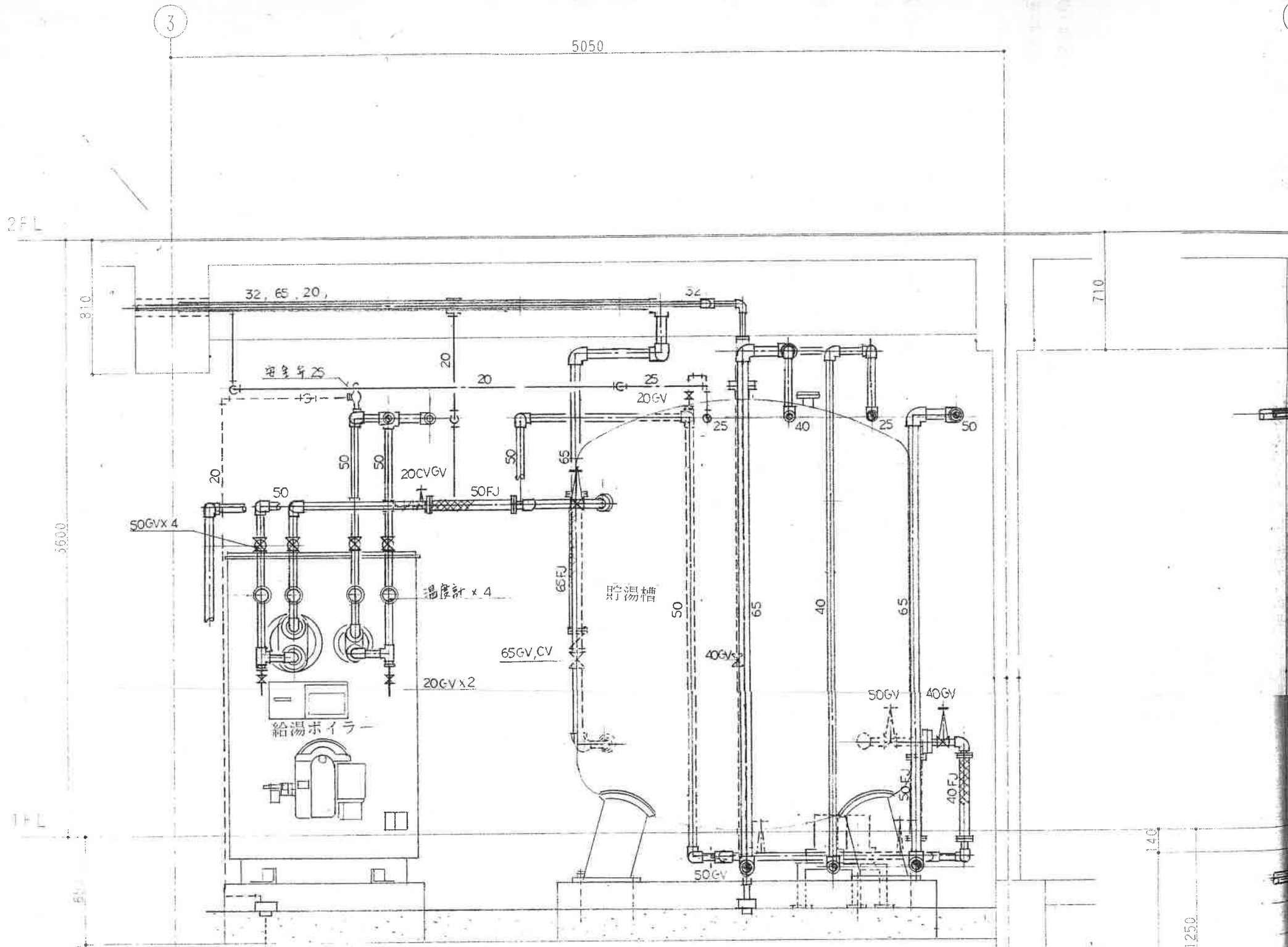


電気工事 ここから下



平面図 1/20

建設業安全衛生教育センター第1号館
 1階機械室内 給湯用ボイラー設備 平面図



建設業安全衛生教育センター第1号館

1階機械室内 給湯用ボイラー設備 立面図

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 給湯用ボイラー更新工事」

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項 :

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

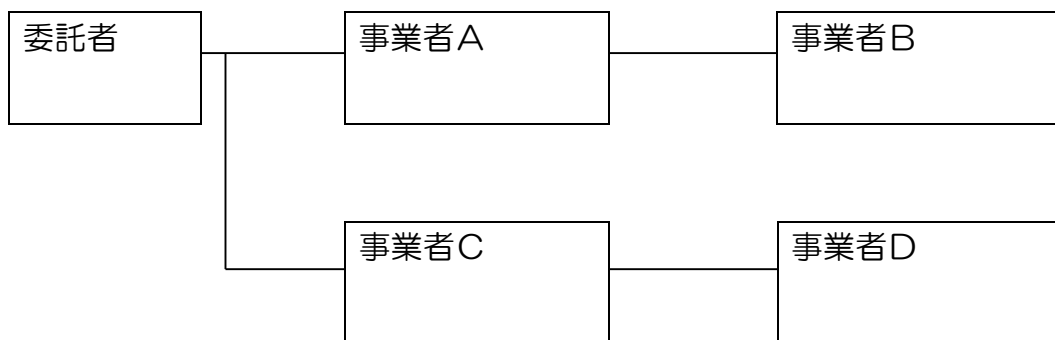
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 給湯用ボイラー更新工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出いたします。

記

1. 契約件名「建設業安全衛生教育センター 給湯用ボイラー更新工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

